

袋井市立可睡寮に係る指定管理者の候補者の選定結果について

袋井市立可睡寮への指定管理者導入に当たって、次のとおり指定管理者の候補者を選定しました。

1 施設の概要

(1) 施設の名称・所在地

名称 袋井市立可睡寮

所在地 袋井市久能 2995 番地の 2

(2) 施設の設置目的

老人福祉法に規定する環境上の理由又は経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者の入所措置を目的とする。

2 申請概要

(1) 申請の期間 平成 20 年 8 月 1 日(金)から平成 20 年 9 月 10 日(水)

(2) 申請者

申請者名	所在地/代表者
社会福祉法人 明和会	袋井市広岡 4 2 9 6 番地 理事長 八谷 重之

3 事業提案等の審査

(1) 審査の観点及び選定方法

申請者から提出された書類やプレゼンテーションを基に、袋井市指定管理者選定委員会において審査し、指定管理者の候補者の選定を行った。

審査は、申請者の提案内容を審査項目ごとに点数化し、候補者としての適性を確認した。

【審査項目】

主 な 審 査 項 目			配点
1	申請者に関する項目	団体の経営基盤が安定しているか	4 0
		施設の管理運営を安定して行うための人的・物的能力があるか	
2	施設運営に関する項目	施設の設置目的を理解し、公の施設としての役割を適切に担うことができるか	2 5
		効果的かつ効率的な管理を実施できるか	
3	サービス内容に関する項目	利用者本位の柔軟なサービスの提供ができるか	5 5
		入所者との信頼関係の構築に努めているか	
		個人情報保護に十分な対策がとられているか	
4	収支予算に関する項目	危機管理をはじめ、安全で安心した施設の管理運営ができるか	1 0
		適切な収支バランスが図られているか	
計			1 3 0

(2) 選定委員会及びプレゼンテーションの開催日

平成 20 年 10 月 21 日(火)

(3) 選定結果及び選定理由（点数は、委員7名の合計点910点を満点とする。）

審査項目		申請者名	社会福祉法人 明和会
1	申請者に関する項目		236
2	施設運営に関する項目		146
3	サービス内容に関する項目		331
4	収支予算に関する項目		56
合 計			769

選定は、「老人福祉法に規定する環境上の理由又は経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者の入所措置」という設置目的を達成するため、次の点を主なポイントとして審査した。

- (1) 施設の設置目的を理解し、安定してサービスを提供することができるか。
- (2) 施設の管理運営に当たり、適切な人員の配置や組織体制となっているか。
- (3) 入所者が安心して施設生活を送ることができる支援ができるか。
- (4) 施設運営に対し、意欲的で、現実的かつ具体的な提案がされているか。
- (5) 入所者と地域住民等の交流をはじめ、施設と地域住民との良好な関係が保持されているか。

この施設は、老人福祉法に基づく措置決定を受けた高齢者が入所しており、養護など業務の特殊性からも入所者個々の事情を的確に把握することが必要となる。

また、入所者の事情や高齢化等を考慮したとき、従事する職員の変更等に伴う信頼関係の再構築など入居環境の変化への適応は、入居者にとって大きな負担となることが危惧されることから、施設運営の安定性を優先し、公募によらず現行の管理者を特定した。

審査の結果、特に次の点が評価され、その適性が確認されたことから候補者として選定した。

- (1) 社会福祉法人明和会は、社会福祉事業を広範囲に展開し、団体として管理運営基盤の安定性と老人保護措置に必要なノウハウを有していること。
- (2) 施設の管理運営に当たっては、国の定める基準より多い支援員を配置し、休日も平日と同様に介護職員による24時間の介護体制（2直変則2交替制）を採用するなど、安全で入居者が安心して生活することができる管理体制をとっていること。
- (3) 毎朝、毎昼の打合わせ会の実施による引継ぎと月1回の処遇会議を行うなど、入所者が安心して施設生活を送ることができるよう円滑な施設運営に向けた体制づくりに努めていること。
- (4) 職員による自己評価や第三者評価の導入計画など、提供するサービスの点検と質の向上に向けた提案が示されていること。
- (5) 納涼祭やクリスマス会をはじめ、入所者のクラブ活動の実施に当たり、地域住民が参加できるような配慮をするとともに地域との積極的な交流を実施していること。

また、施設内の芝生広場等を利用し、隣接する保育園との交流を行うことで、園児との運動や遊びを通じたふれあいの場を創出するなど、入所者の心の安らぎへも配慮していること。

4 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで（5年間）

5 今後の予定

指定管理者の候補者は、市議会の議決を経て、指定管理者として指定されます。

指定管理者の指定は、本年12月市議会の議決後に行います。